

まちの人権擁護委員が代わり
ました

町内の人権擁護委員7人は5月号でお知らせしましたが、このうち、野並佳子さんと堀野登子さんが6月末日で任期満了となり、新たに矢野博幸さんと矢野健康さんが7月1日に就任しました。

「特設人権相談、行政相談、心配ごと・困りごと相談所」や個別相談などで、あなたの悩みや相談をお受けします。



矢野 健康
馬荷
☎43-2524



矢野 博幸
入野
☎43-4887

◆人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、市町村（特別区を含む）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、

地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のあるさまざまな分野から選ばれ、現在、全国で約1万4000名（うち女性委員が約6000名）の方が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。

心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談員などが受ける相談所を開きます。皆さんの心の負担が少しでも軽くなればと考えています。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽に相談ください。相談の秘密は必ず守り、料

金は無料です。安心してお越しください。

◆開催日時・場所

- 8月22日(水)午前10時～正午、午後1時～3時
- 総合センター(佐賀支所前)
- 8月24日(金)午前10時～正午 保健福祉センター(本庁前)
- 8月24日(金)午後1時～3時 大方町民館
- お問い合わせ 本庁住民課人権啓発係

☎43-2800(直通)

児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

◆支給要件

- 次の①～⑧のいずれかに該当する子どもについて、父または母が、その子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合。
- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母または父が死亡した児童

③ 母または父が一定程度の障がいの状態にある児童

④ 母または父の生死が明らかでない児童

⑤ 母または父に1年以上遺棄されている児童

⑥ 母または父が1年以上拘禁されている児童

⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

⑧ ①～⑦以外で父母が明らかでない児童

◆手当額(月額)

◎ 児童1人の場合

全部支給 4万1430円
一部支給 9780円

◎ 児童2人以上の加算額

2人目 5000円
3人目以降1人につき 3000円

◆ 申請時期 随時

◆ 持ってきていただく物

● 印鑑(認め印)

● 住民票謄本および戸籍謄本
○ お申し込み・お問い合わせ 本庁健康福祉課福祉係

☎43-2116(直通)

☎55-3112(直通)

8月は児童扶養手当の現況届提出月です！